

特定県営建設工事の請負契約に係る競争入札参加者の資格等に関する規程

平成8年4月19日
岩手県告示第428号

【沿革】平成11年3月31日第309号、平成12年1月28日第77号の4、平成13年3月30日第315号、平成18年3月31日第507号の2改正、平成19年3月30日第288号改正、平成22年3月31日第334号改正、平成24年3月27日第191号改正、平成29年3月31日告示第244号改正、平成30年3月30日告示第257号改正、平成31年3月29日告示第242号改正、令和3年3月30日告示第274号

(趣旨)

第1条 この規程は、特定県営建設工事の請負契約を締結する場合における競争入札参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県営建設工事 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号。以下「資格等規程」という。）第2条第1号に規定する県営建設工事をいう。
- (2) 特定県営建設工事 大規模かつ技術的難度の高い県営建設工事で知事はその施工の都度指定するものをいう。
- (3) 特定共同企業体 第4条第1項の規定に基づき、特定県営建設工事の施工を共同で行うことを目的としてその施工の都度結成する企業体をいう。
- (4) 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第3章第2節に規定する広域振興局をいう。

(特定県営建設工事の請負契約)

第3条 特定県営建設工事の請負契約は、特定共同企業体を参加者とする競争入札の方法により締結するものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号。以下「一般規程」という。）第6条に規定する資格者（以下「一般競争資格者」という。）又は資格等規程第6条第1項に規定する資格者（以下「条件付一般競争資格者」という。）で、特定県営建設工事の施工が可能な者がいる場合は、特定共同企業体と当該一般競争資格者又は条件付一般競争資格者との混合による競争入札を行うことができる。

(特定共同企業体の結成方法等)

第4条 特定共同企業体は、一般競争入札にあつては一般競争資格者を構成員として、条件付一般競争入札にあつては条件付一般競争資格者を構成員として、任意に結成するものとする。

(資格の審査)

第5条 特定県営建設工事の競争入札に参加しようとする特定共同企業体は、知事が別に定める資格に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

(申請書の提出)

第6条 前条の資格審査を受けようとする特定共同企業体は、知事が指定する期日までに、別に定める様式による特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を構成員の連名で知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した特定共同企業体協定書の写しを添付しなければな

らない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 成立及び解散の時期
- (5) 構成員の名称及び住所
- (6) 代表者の名称及び権限
- (7) 構成員の責任
- (8) 構成員の出資比率
- (9) 利益金の配当
- (10) 欠損金の負担
- (11) 解散後のかし担保責任
- (12) その他知事が必要と認める事項
(等級別の格付け)

第7条 前条第1項の申請書を提出した条件付一般競争資格者を構成員とする特定共同企業体に係る等級別の格付けは、構成員の資格等規程第6条第1項に規定する等級別区分（以下「等級別区分」という。）により、次の各号に掲げると共に、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 構成員の等級別区分が同一の場合 当該構成員の等級別区分と同一の等級
- (2) 構成員の等級別区分が異なる場合 上位の等級に格付けされている構成員の等級別区分と同一の等級
(資格審査結果の通知)

第8条 知事は、第5条の資格審査を行ったときは、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(準用規定)

第9条 資格等規程第13条、第14条（第2項第3号を除く。）、第15条、第16条及び第18条の規定は、特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成、競争入札審議会、地方競争入札審議会、秘密の保持及び医療局長又は企業局長の依頼による入札の執行等について準用する。この場合において、資格等規程第14条第1項及び第2項第4号、第15条並びに第18条中「県営建設工事」とあるのは、「特定県営建設工事」と読み替えるものとする。

2 一般規程第10条、第11条及び第12条の規定は、特定県営建設工事に係る一般競争入札を行う場合における最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成、一般競争入札審議会及び医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催について準用する。

3 第3条第2項、第6条及び第8条の規定は、広域振興局の副局長又は審査指導監が特定県営建設工事に係る条件付一般競争入札を行う場合における特定県営建設工事の請負契約、申請書の提出及び資格審査結果の通知について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成8年4月19日から施行する。

(特定県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等に関する規程の廃止)

2 特定県営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和56年岩手県告示第664号の2）は、廃止する。

附 則（平成11年3月31日告示第309号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月28日告示第77号の4）
この告示は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第315号）
この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第507号の2）
この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第288号）
この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第334号）
この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第191号）
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第244号）
この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第257号）
この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第242号）
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第274号）
この告示は、令和3年4月1日から施行する。